

ご覧ください  
平成20年版「彦根市の環境」

〔市生活環境課〕

平成19年度における彦根市の環境の状況や、施策をまとめた彦根市版環境白書「彦根市の環境」ができました。

「彦根市の環境」は、A4判で、市内の水質や土壌、大気、騒音などの調査結果をまとめているほか、市民団体の活動、環境行政施策など、環境に関する内容全般が分かります。

「彦根市の環境」は、市役所1階「情報公開コーナー」、図書館、各地区公民館で、無料で閲覧できます。また、市役所1階生活環境課、支所・各出張所で希望者に無料で配布しているほか、彦根市ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先 市生活環境課 ☎30-6116番、FAX27-0365番



▲発行される「彦根市の環境」

国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の納付方法を「年金からのお支払い」から「口座振替」に変更できます

〔市保険年金課〕

平成20年度から年金からの支払い（特別徴収）が始まりましたが、申請により口座振替を選ぶことができます。今回、選択できる条件が緩和されました。

1月30日金までに、市生活環境課・支所・各出張所で「特別徴収中止申請」の手続きをします。平成21年4月の「年金からのお支払い」が中止され、平成21年度1期から「口座振替」で納付いただくこととなります。

注意点

- ▼保険料総額は変わりません。
- ▼2月1日以降でも申請できますが、年金からの支払いが中止になる月が変更になります。
- ▼保険料に納め忘れがあった人は、変更できないことがあります。
- ▼納付義務者のそれぞれの保険料に口座振替の申し込みがない場合は、別に「口座振替依頼」が必要になります。
- ※口座振替の口座名義人の限定はなくなりました。

申請に必要なもの  
保険証・印鑑（申請用紙は市保険年金課、支所、各出張所窓口にあります。）  
口座振替申込みに必要なもの  
通帳と金融機関の届け印  
問い合わせ先 市生活環境課 ☎30-6112番、FAX21-2220番

滋賀社会保険事務局

社会保険庁では、国民年金や厚生年金などの老齢年金を受けている人を対象に、1月下旬に「平成20年分の公的年金等の源泉徴収票」を送付します。この源泉徴収票は、確定申告のときに必要となりますので、大切に保管してください。

なお、障害年金や遺族年金は課税対象ではありませんので、源泉徴収票は送付しません。

問い合わせ先

- 源泉徴収票に関すること  
ねんきんダイヤル ☎057-0-05-1165番  
P 電話受電 ☎03-67-00-1165番  
彦根社会保険事務所 所年金給付課 ☎23-1116番  
確定申告などに関すること  
彦根税務署 ☎22-7640番

清掃センターからのお知らせ

祝日のごみ収集のお知らせ

1月12日(祝)は、通常通り収集を行います。ただし、清掃センターへの直接搬入はできませんので、「ご注意ください。河瀬、亀山、稻枝学区は、「びん」の収集も行います。ごみの収集の日程については、各家庭にお配りしています



「ごみの収集カレンダー」をご確認ください。

ごみ集積所を新設・変更する場合は

皆さんが利用、管理しているごみ集積所について、集積場所や集積箱を新設・変更・廃止する場合は、必ず事前に市清掃センター管理課まで協議してください。収集開始（変更日）の1週間前までに届出が必要です。

なお、自治会で集積かこの新規設置・更新をするときは、ごみ集積所補助金制度があります。詳しくは市清掃センター管理課へお問い合わせください。  
問い合わせ先 同課 ☎22-2734番、FAX24-7787番

平成21年度  
市民体育センター利用に関する  
年間利用調整会を開催します

市民体育センターでは、より多くの皆さんに施設を効率よくご利用いただくため、利用に関する年間利用調整会を開催します。

平成21年度に、大会・イベントなどで、市民体育センターの利用を希望する団体は、申込用紙を提出してください。なお、希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。

申込の条件

- ①体育・スポーツの振興が目的であること
- ②参加者がおおむね100人以上であること
- ③日程などがすでに決定され、通常の申込（開催日の90日前から）では実施が難しいもの。

申込方法 市民体育センター窓口にある、所定の申込用紙に必要事項を記入し、同センター窓口へ提出してください。

申込期限 1月24日(土)（休館日を除く）  
問い合わせ先 彦根市民体育センター ☎23-2293

農業所得の収支計算相談会を開催します

平成17年産分まで農業所得標準を利用して小規模農家の皆さんを対象に、申告時に添付する農業収支内訳書を作成するための相談会を開催します。

なお、相談会では、確定申告書の受付はできません。

日程 下の表のとおり  
対象 平成17年産分まで、農業所得標準を利用して農業所得の申告をしていた人（出荷している小規模農家）  
持ち物 筆記用具、電卓、収入や経費のわかる書類、平成18年に配布した「農業収支計算のしかた(てびき)」

その他 事前に「農業収支計算のしかた(てびき)」を参考にして、収入と経費をできる範囲で集計していただき、相談会では不明な点を相談してください。

問い合わせ先 市税務課市民税係 ☎30-6140、FAX22-1398

日付	時	間	会	場
1月21日(水)～同23日(金)	9:00～12:00	13:00～17:00	市役所	21会議室（庁舎2階）
1月26日(月)、同27日(火)	9:00～12:00	13:00～17:00		
1月24日(土)	9:00～12:00			河瀬地区公民館（森堂町）
1月24日(土)	14:00～17:00			グリーンピアひこね（清崎町）
1月31日(土)	10:00～12:00	13:00～16:00		稻枝支所（田原町）

1月から

住基カードの発行手数料が無料になります

1月から住民基本台帳カード(以下住基カード)の発行手数料(500円)が無料になります。

写真付き住基カードを取得すると、運転免許証と同じように、公的な身分証明書(本人確認書類)として利用できます。また、住基カードに電子証明書を付加することで、インターネットを利用した所得税の確定申告などができます。

無料期間 1月5日(月)～平成23年3月31日(木)

受付時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(年末年始・祝日を除く)

※電子証明書の発行が必要な場合は、午後5時までにお越しください。電子証明書は500円かかります。  
※毎週木曜日は、市市民課の窓口延長にともない、受付時間を午後6時30分まで延長します。(ただし、1月8日から3月12日までには限りません。)

申請に必要なもの

- ①運転免許証(最新の住所記載)やパスポートなどの顔写真付き公的証明書
- ②申請者のみが撮影されている、次に記載された条件を満たす写真(写真付き住基カードの発行を希望する場合)
- ③6か月以内に撮影されたもの
- ④正面、無帽、無背景のもの
- ⑤縦4.5cm×横3.5cm程度のもの

電子証明書付きの住基カードで電子申告ができます

市町村から電子証明書(住基カードに付加)の発行を受けると、インターネットを利用して、e-Tax(国税電子申告・納税システム)による所得税の確定申告や、行政機関などへの電子申請ができます。

発行窓口 市市民課(支所・出張所では発行できません。)

受付時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時(年末年始・祝日を除く)

※毎週木曜日は、市民課の窓口延長にともない、受付時間を午後6時30分まで延長します。(ただし、1月8日から3月12日までには限りません。)

発行手数料 500円

▼e-Taxで確定申告すると、個人(1回に限る)の所得税額から5,000円が控除されます。(今年度で終了)

問い合わせ先 市市民課 ☎30-6111番、FAX22-1398番